

奈良県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、南畑土地改良区から当該土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨届出があった。

平成二十一年十月十六日

奈良県知事 荒井正吾

氏名	住所
森 繁治	生駒郡三郷町信貴南畑一―二―八〇
奥田 雅彰	〃 一―四―三七
實光 清二	〃 一―二―四〇
實光 一浩	〃 一―二―一七
奥田 哲生	〃 一―五―四〇